

2011年3月度 AIPPI・JAPAN 活動報告及び今後の予定

1) 当協会ホームページにおける模倣品・海賊版の水際取締りに関する AIPPI 本部議題の各国レポート、決議の紹介

平素は当協会の活動に対し格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、AIPPI 本部では、2009 年度において「議題 208：侵害者に対する国境措置やその他の税関介入手段」として模倣品・海賊版の水際取締りに関する内容を取り上げ、日本部会も議題委員会の皆様の多大なご尽力により日本部会のレポートをまとめました。その後、2009 年 10 月に開催されたブエノスアイレス執行委員会において、事前に提出された各国部会からのレポートを中心に討議され、決議（Resolution）が採択されました。

模倣品問題については、日本企業に対する模倣品・海賊版被害が依然として増加傾向にあり、知財の専門家が関与・貢献できる分野でありながら、必ずしも会員の関心が高まっているとはいえない状況にあります。

また、AIPPI 本部の議題に関する各国のレポートは、各国の状況を理解する上で極めて有用な情報ですが、会員の方々にはその存在と内容が十分に知られていないのが実情です。

そこで、当協会では、会員の方々に、模造品問題の理解と、AIPPI の議題報告の内容を知っていただくために、議題 208 に関する各国レポートの中から企業や実務家の方々が、特に関心が高いと思われる 10 カ国については日本語仮訳版を作成し、当協会のホームページにおいて公開しましたので、ご活用頂けますと幸いです。

「議題 208：侵害者に対する国境措置やその他の税関介入手段」

[議題 208 作業ガイドライン \(Working Guideline\)](#)

[議題 208 決議 \(Resolution\)](#)

各国レポート（10 か国）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・ インド | ・ 英国 |
| ・ 韓国 | ・ シンガポール |
| ・ 中国 | ・ 日本 |
| ・ パナマ | ・ ブラジル |
| ・ 米国 | ・ ロシア |

日本語仮訳版の原文（英語版）及び上記以外の国のレポートは、[こちら](#)から入手できます。

2) セミナー及びシンポジウム開催報告・今後の予定

<開催予定>

※平成23年3月24日(木)に開催を予定しておりましたAIPPI Iセミナー「欧州、特にドイツにおける特許訴訟」ですが、東北地方太平洋沖地震の影響により、講師の来日が延期になったため開催中止となりました。

・AIPPIセミナー

「職務発明制度の歴史的・比較法的考察」

1. 日時場所：平成23年4月11日(月) 14:00~17:00
2. 会場：航空会館 5階 501+502 会議室
3. 講演者：竹中 俊子 氏 (ワシントン大学教授)
4. 受講費：会員 5,000 円 (会員以外の方 10,000 円)
※お支払いは、当日受付にて申し受けます。
※参加お申し込みは、[こちら](#)からお申し込みください。
5. 定員：80名
6. セミナー開催案内：

当協会では、ワシントン大学教授の竹中俊子先生をお迎えし、「職務発明制度の歴史的・比較法的考察」と題してセミナーを開催致します。

日本の職務発明制度は、対価補償請求権の存在により、一般に、ドイツ法の影響を強く受けると考えられています。しかしながら、使用者・従業者の権利義務関係の全体的バランスを基礎に考えると、より米国法に近い特色が顕著になります。本セミナーは、2010年11月から2011年3月にわたり、ドイツ及びフランス主要企業内弁護士及び訴訟弁護士に対して行った竹中氏の聞き取り調査に基づき、米・独・仏制度の実務を紹介すると共に、日本の職務発明対価補償訴訟の判例及び改正特許法35条を比較法の観点から見直し、開発環境及び雇用関係の変化に対応した職務発明の帰属・対価補償のあり方を検討するものです。

主な論点：

1. *Stanford v. Roche* 米国最高裁事件において顕在化した現行米国バイドール法の欠陥
2. 米国特許判例法及び契約法の下での職務発明の帰属・使用者及び従業者の権利義務関係
3. ドイツ職務発明法の下での職務発明の帰属・使用者及び従業者の権利義務関係
4. フランス知的財産法典における職務発明の帰属・使用者及び従業者の権利義務関係
5. 米国特許法バイドール法とドイツ職務発明法の歴史的交錯及びバイドール法改正の提案
6. 開発環境及び雇用関係の変化と職務発明制度：日本特許法の下での職務発明制度の比較法的考察

このセミナーは、職務発明制度の歴史～比較法及び制度のあり方について知識を得る良い機会となりますので、多数の皆様にご出席を頂きたく御案内申し上げます。

※当協会は、弁理士会継続研修の認定外部機関として認定を受けていますと共に、本セミナーについても外部機関研修として申請中ですので、2.5単位が認められる予定です。ご希望の方には

受講証明書を発行致しますので、申込の際、弁理士登録番号と共に予め事務局までお申し出下さい。セミナー終了後、証明書をお渡しします。

・山口洋一郎の米国特許講座開催のご案内

「第3回：発明該当性と明細書・クレームの記載要件」

1. 開催日時：平成23年4月15日（金）14：00～17：00（休憩時間を含む）
2. 会場：尚友会館8階 1、2号会議室
3. 講演者：山口 洋一郎 氏
(Rader, Fishman & Grauer 法律事務所パートナー、ニューヨーク州、ワシントン DC 弁護士)
4. 受講費：第3回受講費 会員 5,000 円（会員以外の方 10,000 円）
※お支払いは、当日受付にて申し受けます。
※参加お申し込みは、[こちら](#)からお申し込みください。
5. 定員：50 名
6. セミナー開催案内：

米国特許講座第1回、第2回の講座においては、日米の新規性、進歩性についての考え方の大きな違いについて紹介頂き、拒絶理由通知への応答を現地代理人に指示するとき、これらの相違を十分踏まえた上で行わないと、無駄な検討、無駄なコメントをすることになりかねないことをお話頂きました。

米国特許講座第3回目は、特に「発明該当性」と「明細書・クレームの記載要件」に関して焦点を当て、米国における特にソフトウェア関連発明のクレームの書き方、明細書・クレームの記載要件に関するバイオ技術関連の重要判例と、対応の仕方、ベスト・モード要件と注意点を解説頂きます。特にベスト・モード要件は、米国独特の制度であり、これを把握しておかないと、特許無効になってしまう危険があります。

なお、この講座は米ロースクールで行われているものと同様の参加型であり、単なる講義ではありません。参加になる方々には、米国最高裁及び CAFC の判例、審査便覧 (MPEP)、問題等の宿題を出しますので、研修会当日までに各判例の内容、問題回答等が発表できるようにご準備をお願いします。

第3回の内容は、米国における発明該当性と記載要件を判例及びこれに基づく議論により具体的に理解を深め実務に役立てる良い機会となりますので、多数の皆様にご出席を頂きたくご案内申し上げます。

今後の予定：

第4回：文言通り侵害及び均等論による侵害（1）（日程未定）、第5回：均等論による侵害（2）—ファイルヒストリー・エストッペルー及び日本の均等論との比較（日程未定）、第6回：残りの問題：情報開示義務違反、弁護士・依頼人間の通信に関する秘匿特権、故意侵害、間接侵害・侵害教唆等（日程未定）。

※当協会は、弁理士会継続研修の認定外部機関として認定を受けていますと共に、本セミナーについても外部機関研修として申請中ですので、2.5 単位が認められる予定です。ご希望の方には受講証明書を発行致しますので、申込の際、弁理士登録番号と共に予め事務局までお申し出下さい。セミナー終了後、証明書をお渡しします。

3) 判例研究会開催報告・今後の予定

※平成 23 年 3 月 29 日（火）に開催を予定しておりました平成 23 年 3 月度判例研究会は、東北地方太平洋沖地震の影響により、各位の来場及び帰宅が困難になることが見込まれたため、開催を延期しました。なお、変更後の開催日程につきましては、後日改めてご連絡いたします。

<平成 23 年 4 月開催予定>

第 97 回判例研究会

1. 開 催 日：平成 23 年 4 月 26 日（火）18：30 から
2. 場 所：尚友会館 8 階 1 号, 2 号会議室
3. レポーター：奥邨 弘司 氏（神奈川大学経営学部准教授（国際企業法務・知的財産権法））
4. 事 例：まねき TV 事件最高裁判決について
5. 関連資料：
平成 21 年（受）653 著作権侵害差止等請求事件
平成 23 年 1 月 18 日 最高裁判所第三小法廷
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110118164443.pdf>.

なお、原審判決は次の通りです。

平成 20 年（ネ）10059 著作権侵害差止等請求控訴事件 著作権 民事訴訟

平成 20 年 12 月 15 日 知的財産高等裁判所

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20081216170214.pdf>

平成 19 年（ワ）5765 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟

平成 20 年 6 月 20 日 東京地方裁判所

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080623111341.pdf>

以上